

平成22年度第4回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年10月26日（火）18時38分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○尾立財務大臣政務官

それでは、第4回「税制調査会」が終了いたしましたので、記者会見を始めさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

今日はオープンでございましたので、お聞きのとおりでございます。私から特に申し上げることはございません。

○尾立財務大臣政務官

それでは、皆さんから質問をお受けしたいと思います。

○記者

たばこ税ですが、今日、600円くらいには引き上げてもらいたいという話もありまして、その回答として、影響を見極めて検討ということでした。それで、財金部門会議では慎重というような意見もあるとお話になりましたけれども、改めてたばこ税の2年連続の引上げについて、副大臣のお考えをお聞きしたいのですが。

○五十嵐財務副大臣

たばこ税については、引上げという考えも当然成り立つと思いますが、いかんせん、これまでとは桁の違う引上げを実施したばかりでございます。かつ、10月1日からの引上げで、これまでにはない事前の買だめが起き、特に10月は私の地元でも、たばこ販売業者の皆さんとお話をしたら、全く売れていないとおっしゃっていましたので、相当な落ち込みがございます。

かつては、3か月くらいで、平準ペースといいますか、完全に戻ったりはしないのですが、大体値上げ後の平常ペースができ上がって形成されてくるのですが、今回の場合は、その上げ幅が大きかったこと、それから事前の買だめの規模が大きかったことから、3か月くらいではどうも平常ペースに戻らないのではないかという感じ方がございますので、少し先まで見ないとなかなかその影響を見極めることができないのではないかという予測ができます。

ですから、なかなか難しい面があると思いますが、今日、小宮山厚労副大臣の方から、外国の例等についておっしゃっていたと思いますが、700円台まではそんなに減らない、増収になるということをおっしゃっていて、その自分たちの試算を基に協議をしましょうと、検討しましょうというお話がありましたので、それは協議をさせていただきたい、検討させていただきたいと思います。

○尾立財務大臣政務官

1点だけ事実を補足させていただきますと、9月のたばこの売上対前年同月比で

188%ということでございます。副大臣からお話ございましたように、当然 10 月はその反動でどんと落ち込むと。それが一体どの程度に回復なり、また、低下したままになるのかというのが、まだ分からないということでございます。

○記者

たばこ税もそうでしたけれども、寄附税制でもペイ・アズ・ユー・ゴー原則を巡って考え方がちょっと開いているなという感じがあったのですが、今回の議論を踏まえて、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則についての考え方を改めてお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則は、とにかく守っていただきたい。今、税収が相当落ちている状態。また、財政需要の方は極めて大きくなっている状況の下にありますから、ペイ・アズ・ユー・ゴーでいかなければ借金をするほかなくなってまいります。これ以上の借金、財政赤字を拡大するわけにはいかないという原則も一方でございますので、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を守っていただきたいという立場に変わりはありません。

○記者

先ほどのたばこ税で確認ですが、3 か月ほどでは今後の状況を見極められないということは、3 か月経つと年を越すわけで、年内には状況を見極められないので、来年度の増税はちょっと難しいのではないかという解釈でよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

論理的に展開をすれば、そういうことに近づいてくるかなと思います。とにかく今、数字が全く出てきておりませんので、分かりません。通常ペースでは、やはり年明けぐらいまでは見ないと分からないのではないかというのが、一般的な現時点での見方だと思います。

○記者

去年の大綱には、健康目的で今後の増税の方向を書いていますけれども、そこについてはもう少し深掘りするというか、例えば5年後、10年後には、先ほど厚労省から御提案があったくらいにするような、もう少し中長期的な税調としての考え方を出すお考えはあるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

例えば、どこまでたばこが減れば、肺がん等の患者さんが、あるいは末期のほかの重大な病気の患者が減って、国の持ち出しが減るのか。そういったことについても当然議論になると思います。決して否定するものではありません。健康目的のためには、たばこには副流煙ということもあって、御自分で吸われる以外に、むしろ受動喫煙の方が害が多いということもありますから、分煙だとか、社会的ないろいろなルールも駆使していくべきものだと思います。ただ、たばこ自体を禁止するというわけではないわけですから、法律上もそうになっておりませんし、いろいろな知恵を出して健

康被害を小さくするということはあると思いますが、たばこの価格なり、税との関係は慎重に向き合う必要があると思います。

○記者

五十嵐副大臣のお話の中で、2年続けての増税というのか、税の増収につながるのかというお話があったかと思うのですが、これは将来的に、やはり増収にならないと増税というものをしないのか。税収から見たときには減るかもしれないけれども、基本的に増税の方向は変わらないのか。その辺りをもう一度教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

二つの考え方があるのだと思います。これは健康目的ということに絞って言えば、税収とは関係なくということでしょうが、前にも申し上げておりますけれども、たばこ税や酒税というものは最後の最後に財源の足りない分を補うという形でこれまでも出てきたところがございますので、今、かなりのボリュームを持って税収が上がっておりますから、これをいきなり大幅に減額させるとか、減収につながるものを容認するというわけには、財政を預かる立場からは言えないと思います。ですから、二つの立場、どちらの観点を取るか。その二つの観点の間のバランスがどうかということになってくるだろうと思います。

○尾立財務大臣政務官

いかがですか。

もし、総務省さんの方でコメントがあれば。

○鈴木総務副大臣

特にないです。

○逢坂総務大臣政務官

私も特にないです。

○尾立財務大臣政務官

どうぞ。

○記者

先ほど、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則は徹底していて、これは原則だというお話があったかと思います。そういった中で、要望の中では増収の効果はある、見込みはあるということ踏まえて要望を出されているところもあるのですが、これは、今後議論していく上で、こういうところは加味して考えるのか。あるいは、そういう将来的な見込みとはまた別に、原則論は原則論として存在するのか。その辺りはどのようにお考えですか。

○五十嵐財務副大臣

そのような御主張があることは受け止めていかなければならないと思いますが、あの中でも申し上げましたように、やはり長期にわたって存続している特別措置とか減税措置とか、あるいはもう目的を達成してしまったものとか、あるいは効果の薄いも

のというものがありますので、それは厳密に見直していただいて、ここは見直すけれどももっとより必要なこういう措置が考えられるので認めてほしいというような形で出されること、改要望を出されることをあくまでも期待をしているということでございます。

○記者

郵政グループ内の消費税の話ですが、この件は去年いろいろ議論があった上で一定の結論は出たと思うのですが、今年また改めてゼロベースから議論するのか。それとも、去年の議論の前提の上で結論を得ていくのか。その辺りのお考えをお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

全く白紙というわけにはいかないと思います。この議論は積み上げてきているものですから、全く白紙ということになりませんが、強い御要望があるわけですから、それはまた友党との関係もございまして、真剣に検討をしていきたいと思えます。全く白紙で、ということではないと思えます。

○記者

その意味では、去年と比べて、前提条件として、議論する上で環境が違っている点というものは何かあるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

その点も含めて御主張があるでしょうから、検討させていただきたいと思いますが、私個人としては、とりわけ変わった事情がこの件に関して発生しているとは思っておりません。

[閉会]